報道資料

【発信日】令和6年3月26日 【問合わせ先】

大野市役所(2階 24番窓口) 行政経営部総務課 多田、早川

電話 0779-64-4820 (内線 2601)

大野市パートナーシップ宣誓制度の開始について

~誰もが活躍できる共生社会の実現を目指して~

すべての市民が個人として尊重され、多様な価値観を認め合い、誰もが活躍できる共生社会の実現を目指し、「大野市パートナーシップ宣誓制度」を開始します。

記

1 開始日

令和6年4月1日から、宣誓書等必要な書類の受付を開始します。

2 宣誓ができる方

- 一方又は双方が性的少数者で、以下の要件を全て満たしている必要があります。
- ① 民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達していること。
- ② 双方又は一方が、大野市に住所を有している、又は大野市への転入を予定していること。
- ③ 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)がな く、宣誓に係る相手方以外の者とパートナーシップにないこと。
- ④ 近親者でないこと。ただし、養子縁組によって近親者となった者を除く。

3 手続きの流れ

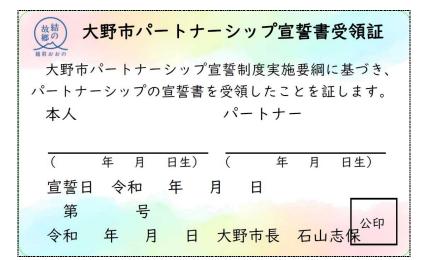
- ①宣誓希望日の予約(原則10営業日前まで)
- ②必要書類の提出 (予約した宣誓日の原則5営業日前まで)
- ③宣誓日に宣誓者お二人に受領証を交付 ※受領証とは、お互いを人生のパートナーとして宣誓したことを大野市として証するもの。

4 予約・申込先

大野市役所 行政経営部 総務課 (大野市役所2階24番窓口)

- 5 宣誓により受けられる市のサービス
 - ●既に提供しているサービス(福井県の宣誓制度を利用して以前から受けられていたもの)
 - ・公営住宅の同居
 - ・暮らし住まいづくり支援事業
 - ・公立医療機関での面会等
 - ●新たに提供するサービス
 - ・罹災証明書等交付手続き
 - ・住宅災害見舞金支給申請手続き
- 6 宣誓書受領証イメージ

表面



裏面

この受領証は、お互いを人生のパートナーとして宣誓したこと を大野市として証するものです。

この受領証の提示を受けた方は、この趣旨をご理解くださいま すようお願いいたします。

この制度を利用する方の性の在り方(性的指向や性自認等)や本制度を利用していることについて、本人の同意なく口外しないようお願いいたします。

戸籍上の氏名(表面が通称の場合) 本人 パートナー

特記事項 (自由記載)